

# 令和7年度トラック運転者の健康診断（脳健診）受診助成事業要領

令和7年4月1日  
公益社団法人福島県トラック協会

## 1 助成の目的

この助成金は、トラック運転者（以下「運転者」という。）の脳健診の受診を促進することによって、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）が行う運転者の健康管理と運転者の脳疾患に起因する事故の未然防止に資することを目的とする。

## 2 助成対象者

会員で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会员の場合は、入会后6カ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。

## 3 助成の対象

助成の対象とする経費は、会員の県内事業所（支店・営業所を含む）に勤務する40歳以上の運転者が受診した脳健診（脳ドック、脳MRI健診）のうち、「頭部MRI」と「頭部MRA」の検査に要した費用とし、次の（1）～（3）の条件を満たす検査とする。

- （1） 「頭部MRI」と「頭部MRA」のセット受診であること。
- （2） 令和7年4月1日（ただし、新規会員の場合は入会日）から令和8年2月25日までの間の検査であること。
- （3） 保険診療の「頭部MRI」「頭部MRA」検査でないこと。

## 4 助成件数

1会員あたり車両保有台数（令和7年度協会名簿台数とする。ただし、新規普通会员の場合は入会時の台数とする。）と同数まで（15件を上限）。

## 5 助成金額

受診者一人10,000円（運転者1人につき年1回まで）。  
ただし、10,000円未満の場合はその額とする。

## 6 申請期間

令和7年5月1日から令和8年2月25日。  
ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

## 7 予算額 3,000,000円

## 8 助成金の申請手続

別紙の「トラック運転者の健康診断（脳健診）受診助成金交付申請書」に必要な書類を添えて協会宛てに郵便等又は持参により提出する。

## 9 注意事項

次の場合は、助成の対象とならないので注意すること。

- （1） 保険診療の「頭部MRI」「頭部MRA」を受けた場合
- （2） 「頭部MRI」と「頭部MRA」のどちらか片方のみを受けた場合
- （3） 国又は他の団体等から助成金を受けた（受ける）場合